

**1 安全運転管理者等に必ず受講させてください**

道路交通法の規定により、自動車の使用者（事業主など）には、安全運転管理者等にこの講習を受講させる義務があります。

**2 安全運転管理者等として選任の届出がない方は、受講できません**

安全運転管理者または副安全運転管理者として選任の届出を済ませていない方（安全運転管理者証または副安全運転管理者証の交付を受けていない方）は受講できません。  
なお、講習会場での届出は一切できません。

**3 講習手数料を講習会場で納付することはできません**

あらかじめ手数料収納取扱金融機関で、専用の納付用紙により講習手数料（4,500円）を納付のうえ、「大阪府手数料納付済証」を受講申出書に貼っておいてください。  
納付した「大阪府手数料納付済証」は再発行できません（「納付書兼領収証書」では受講できません）。新しい納付用紙が必要な場合は、各警察署の交通課に申し出てください。

**4 講習受付時に、本人確認を行っています**

講習受付には

- ・ 講習通知書
- ・ 受講申出書

（あらかじめ太枠内を記入し、「大阪府手数料納付済証」を貼り付けておいてください。）

- ・ 安全運転管理者証または副安全運転管理者証

が必要です。本人であることを確認できない場合は受講できません。

**5 講習開始時刻に遅れた方は受講できません**

開場は午前9時30分ころです。午前9時55分までに受付を済ませてください。

講習は午前10時に開始します。講習開始後の受付はできません。

講習会場での駐車場の確保はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

**6 定められた講習時間を受講しない場合は再受講となります**

大阪府道路交通規則により、この講習の講習時間は「6時間」と定められています。

講習途中での退席や中抜けは再受講となり、講習手数料は還付しません。

**7 講習通知書で指定された方以外は受講できません**

指定された講習を受講できない場合は、必ず事前に各警察署の交通課に申し出た上で、新たに受講予約を行ってください。

**平成30年10月、大阪府証紙が廃止され、手数料の納付方法が変わりました**  
 購入済みの証紙は平成31年3月末まで使用できます。ただし、現金との併用はできません。

< 講習手数料の納付について >

- 講習手数料（4,500円）はあらかじめ、専用の納付用紙により手数料収納取扱金融機関で納付してください。

※ 講習会場や警察署で納付することはできません。

（手数料収納取扱金融機関）平成30年4月1日現在

1 国内に所在する全店舗（順不同）

区 分	名 称
銀 行	りそな、三菱UFJ、三井住友、あおぞら、みずほ、新生、近畿大阪、池田泉州、七十七、群馬、千葉、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、南部、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、東京スター、富山第一、福邦、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン、大正、みなと、徳島、香川、愛媛、高知、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫
労働金庫	近畿

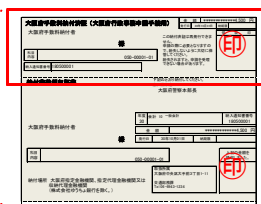
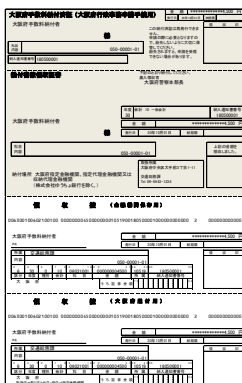
2 府内に所在する全店舗（順不同）

区 分	名 称
信用金庫	信用中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市

① 上記の金融機関で、

専用の納付用紙により納付してください。

納付用紙には、何も記入する必要ありません。



② あらかじめ、受講申出書の太枠内を記入し、領収印のある

「大阪府手数料納付済証」を貼り付けておいてください。

- ※ 「大阪府手数料納付済証」は再発行できません。また、納付済みの講習手数料は還付しません。
- ※ 新しい納付用紙が必要な場合は、各警察署の交通課に申し出てください。
- ※ 購入済みの大阪府証紙は平成31年3月末まで使用できますので、「大阪府手数料納付済証」に替えて、受講申出書に貼り付けてください。ただし、現金との併用はできません。すでに旧様式の受講申出書に貼り付けている場合は、そのまま剥がさずに会場へお持ちください。

このほか、一部のコンビニエンスストア（ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップに限る）で納付することもできます。ただし、あらかじめインターネットによる手続きのうえ、所定の取扱手数料が別途必要です。詳しくは **大阪府会計局** のホームページをご覧ください。